

平成27年第1回大河原町総合教育会議議事録

日 時：平成27年9月25日（金）午後3時～午後4時

場 所：大河原町役場 3階 大会議室

出席者：大河原町長 伊勢 敏

大河原町教育委員会

委 員 長 舟山幸枝 委員長職務代理者 一盃森広志

委 員 丹羽宜博 吉田いづみ 齋 一志（教育長）

教育総務課 課長 尾形 彰 学校教育専門監 千葉英一 学校教育係長 菅野敦子

生涯学習課 課長 鈴木邦弘

事 務 局

総 務 課 課長 藤田秀明 課長補佐 菊地仁美 主幹兼庶務人事係長 齋 修

（事務局）

みなさま、改めましてこんにちは。定刻若干前ですけれども、みなさまお揃いですので、平成27年第1回的大河原町総合教育会議を開催してまいります。開会にあたりまして、大河原町長伊勢敏より、みなさまにごあいさつ申し上げます。

（伊勢町長）

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。これまで、教育行政につきましては、執行部と教育委員会が連携を取りながら、素晴らしい成績を、実績をあげてまいりました。昨日も大河原小学校の児童が、宮城県算数チャレンジ大会初代チャンピオンということで報告を受けましたけれども、長足の進歩をしているなど実感した訳でありますけれども、色々、体力の問題とか、学力の問題など、まだまだ、もっともっと生徒たちの能力を伸ばしてやりたいというふうな気持ちは、みなさんと共通していると思いますので、今後とも教育委員会と執行部が一体となってしっかりと連携を取りながら、素晴らしい教育行政をつくっていきたいと思っておりますので、これからもみなさんのご努力に期待申しあげてあいさついたします。

（事務局）

ありがとうございました。

続きまして、大河原町教育委員会舟山幸枝委員長よりごあいさついただきます。

それでは、舟山委員長よろしく願いいたします。

（舟山教育委員会委員長）

みなさま、こんにちは。

教育委員会制度が変わりまして、当町としては初めての総合教育会議ということで少し緊

張しております。

まず初めに、教育委員会に対しましては、町当局より多大なるご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

本日は、行政のトップである町長さんをはじめ、総務課の方々とも一同に介しての会議ということで、今までもそうだったんですけど、改めて町の行政の一翼を担っているということを実感いたしました。町づくりは、ひとづくりとよく言いますけれども、大河原町の子供たちが、健やかに、そして学習などにおいても、思う存分力が発揮できるような環境づくりをしていく意味でも、町長さんをはじめ、町当局の方々からご理解とご支援いただけるものと力強く感じております。今後ともよろしく願いをいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

3番の議事に入ります前に、今回第1回ということで、総務課長の方より委員のみなさまに事務局の紹介をさせていただきます。それでは、総務課長よろしく願いいたします。

(藤田総務課長)

それでは、私の方から事務局の紹介をさせていただきます。

私、総務課長の藤田と申します。よろしく願いします。

委員のみなさまよく存じあげているとは思いますが、まず教育委員会部局よりご紹介をさせていただきます。

まず、教育総務課長の尾形彰でございます。次に生涯学習課長の鈴木邦弘でございます。続きまして、教育総務課学校教育専門監千葉英一でございます。最後に、教育総務課学校教育係長菅野敦子でございます。

続きまして、町長部局をご紹介いたします。まず、本日司会をしております、総務課課長補佐の菊地仁美でございます。次に総務課主幹兼庶務人事係長の齋修でございます。以上でございます。今後ともよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、3番の議事に入ってまいります。議事進行にあたりましては大河原町総合教育会議の設置等に関する要綱第4条第1項の規定によりまして、町長が議長にあたるとなっておりますので、伊勢町長議事進行方よろしく願いいたします。

(伊勢町長)

それでは、暫時議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、議事日程の第1番目、大河原町総合教育会議の運営と今後の日程等の確認について事務局より説明をお願いいたします。

(藤田総務課長)

はい、それでは総務課の方から1点目の大河原町総合教育会議の運営と今後の日程等の確認について、それから2点目の教育等の振興に関する施策の大綱の策定につきましては、教育総務課長の方からお話しをさせていただきます。

では、初めに、資料を差し上げているところでございますけれども、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。その中で総合教育会議が法に基づいた形ですべての自治体に設置をすることになっております。先程、町長の方からもありましたけれども、町長部局と教育委員会部局が一体となった連携を持って素晴らしい教育行政をつくるということになっております。7ページをご覧ください。この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の中で見出しにあります、総合教育会議第1条の4に改めて設置をされたところがございます。この1項目に地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議が1点目の優先事項になっております。次に、漢数字の一、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情におうじた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、更には、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合にこうすべき措置という形で掲げられております。更に、これらに掲げる事項各号ということで、数字2から9までありますけれども、こういった形の中で法律の中で制定をされました。つまり、法定の設置ということになります。2号以降が、構成といった形になっております。従いまして、法律で制定されておりますことから、設置要綱等は必要ない状況にありますけれども、改めまして大河原町も総合教育会議の設置要綱を制定したところであります。その要綱が3ページにお示しをしております。趣旨は先程説明したとおり法律で規定された部分であります。所掌事務、第2条になりますけれども、これも法律の部分の引用でございます。1号として、大河原町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議ということで先程法律の中で申しあげました優先事項の大綱の策定にかかるものでございます。名称はどうか分かりませんが、大河原町教育大綱というものを作り上げていくようになるかと思っております。それから2号、3号につきましても、ほとんど法律と同じ様になっているものでございます。第3条の組織につきましては、町長及び教育委員会をもって構成する。これも法律の規定に基づいて6人をもって会議が成立されるものでございます。招集第4条につきましては、本日も町長が会長となっておりますけれども、議長となるというものでございます。第7条会議の公開、この会議は、町長又は教育委員会の発議により議決したときは、会議を非公開とすることができるものでありますが、基本的には公開とするものでございます。第6条において会議の事前公表ということで、あらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき議題を公表することにもなっております。次に、4ページ第8条にあります。議事録を作成し、原則としてこれを公表するものといたします。こういったことから、本日の会議はすべて記録をさせていただいております。ということで、後程事務局の方で記録媒体から記録を起こしてホームページで公表することを考えております。それから、その公表に伴いまして、傍聴ということになります。従いまして傍聴する場合の注意事項などもござい

まして、第 10 条で別に要領を規定するとしたものでございます。次に第 11 条庶務でございますが、冒頭申しあげました町長部局で総務課としたところでございます。しかしながら、いろいろ内容が教育行政にかかわる部分が主なものでもありますので、教育委員会の事務局である教育総務課、生涯学習課と一緒に会議に出席してもらおうということで、このような要綱の内容にさせていただいたところでございます。なお、この要綱につきましては、9 月 1 日から施行する形で考えたところでございます。それから、次のページ 5 ページですけれども先程傍聴に関しての話をさせていただきました。傍聴に関する要領ということで、基本的には禁止規程を規定したものでございますけれども、特に第 4 条、第 5 条については、入ることができない者、傍聴人の守るべき事項を規定したもので、これも議会などの傍聴規定と同じですけれども、そういった形で規定をさせていただいたものでございます。なお、そういったものに従わない傍聴人については、次のページ第 6 条になりますけれども退場という処分もされるということでございます。ということで、設置要綱及び傍聴要領の説明について簡単になりましたけれども、あくまでもこの会議の所掌事務でまずもって、大綱の策定が優先されると思っております。具体的には、現在、教育振興計画というのがございまして、それをベースに作り上げていくようになるかと思っているところでございまして、このことについての詳細につきましては、後程、教育総務課長の方からお話があるかと思っておりますけれども、おおよその素案が出来ている状況にございますので、今年度中にもう一度会議を開催し、それを土台として策定していただければと思っているところであります。本日、素案が示されたということで、来年の 1 月若しくは 2 月あたりにもう一度会議を開催して、ご検討いただきご承認いただければと考えているところでございます。以上、簡単ですが総務課からは設置要綱並びに今後の日程の説明をさせていただきました。

(伊勢町長)

はい、ありがとうございました。

大河原町総合教育会議の設置等に関する要綱、大河原町総合教育会議の傍聴に関する要領が告示され、本年 9 月 1 日から施行されたというご説明でありました。

この設置要綱並びに傍聴に関する要領の内容について、更には次回の会議の日程についての提案もありましたが、これについてご質問のある方はございませんか。

(教育委員会委員)

異義なし。

(伊勢町長)

ありがとうございました。

それでは、議事の 2 番目教育等の振興に関する施策の大綱の策定についてを教育総務課長よりご説明をお願いいたします。

(尾形教育総務課長)

それではご説明いたします。

教育等の振興に関する施策の大綱体系案をご覧ください。今回の大綱の策定につきましては、平成 27 年の 4 月から法律が施行するにあたって、既に各教育委員会において教育振興基本計画をベースにしながら策定するという方向性が示されておりました。本町におきましても平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 箇年を期間とする大河原町教育振興基本計画を平成 25 年 3 月の議会でご承認いただいて策定してございます。これにつきましては、これの上になります、大河原町教育基本方針を受けた形で作られております。更には、第 5 次長期総合計画大河原町経営計画ですね、それから Next 大河原ゆめプラン後期基本計画とも反映させる形でまとめ上げているものであります。その中身については 4 の基本方針と 14 の基本目標になっております。これを基にいたしまして新しい制度においての大綱につきましては、名称についても他の自治体の策定されている名称を引用する形になりますが、教育等の振興に関する施策の大綱という名称を考えております。これにつきましては、まだ議論の余地があるのかと考えているところでありまして、みなさんでご検討いただきたいと思っております。この内容につきましては、目標や施策の根本や方針を示すもの。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、町長が策定するもの。それから大河原町教育振興基本計画を土台に、Next 大河原ゆめプランを一体的に整理し、反映するものであること。そして大河原町教育振興基本計画を 4 つの基本方向を基本方針、14 の施策を基本目標として、再調整するものであることとあります。そういうことで、基本方針として 1 として命を大切に、志をもち、たくましく生きる子どもを育みます。2 として家庭や地域に開かれた学校、信頼される教職員を目指します。3 として自らの役割と責任を担い、互いに協同し、教育の向上を図ります。4 として互いに磨き合い、共に生きる力を育む生涯学習を推進します。これが基本方針であります。これを受けての基本目標これを 14 項目でありますが、1 として確かな学力を育む、2 として豊かな心を育む、3 として健やかな身体をつくる、4 として特別支援教育の充実、5 として学校組織の向上、6 として教職員の資質と指導力の向上、7 として教育環境の整備と安全、安心な学校の推進、8 として情報発信する学校、9 として家庭、地域との協同による教育の推進、10 として家庭、地域の教育力の向上、11 として家庭、地域での学びや活動の支援、12 として地域づくり型生涯学習の推進、13 として文化、芸術活動の振興、14 としてスポーツの振興という基本目標を定めたものであります。次に大綱案をご覧ください。表紙の裏側に案としての町長の策定についてのあいさつがございます。その次のページは、1 大綱の位置けとして、本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけられるものです。2 として大綱の期間、平成 27 年度から平成 28 年度までとしてあります。3 の基本方針については、先程申しあげた基本方針の内容となります。4 基本目標についても先程申しあげたとおり、基本目標 1、確かな学力を育むから基本目標 14、スポーツの振興までのその施策の代表的な内容を表現したものであります。その内容につきましては、教育振興基本計画をベースとしたもので大きく変えるところは今回ござい

せんが、策定した後に見直しする、新たに行われていくべき大綱でございますので、次回策定までの間、この方針に基づいて策を講じていくということになります。この案につきましては、その拠りどころになるものとお考えいただければと思います。大分省略をしてしまいました、説明とさせていただきます。

(伊勢町長)

新たに長が大綱を定めなければならないということでありまして、ただし基本的にはこれまでの教育振興基本計画あるいはゆめプランなどを尊重して策定していこうということでもありますね。はい、そんな方針でいきたいと思っておりますので、基本方針は変えないということでご議論いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。これは9月中に策定するというのでしょうか。

(尾形教育総務課長)

これも次回に決定したいと考えております。

(伊勢町長)

中身は変えないということを確認すれば、次回最終確認するということですね。

(尾形教育総務課長)

はい、そうです。

(伊勢町長)

それでは、ご意見よろしく申し上げます。

(齋委員・教育長)

総合教育会議の中身につきましては、教育振興基本計画を大綱として読み替えることができるという項目がございますので、新たに策定しなくても良いということがございます。従って、そういった会議も実は開催しなくてもいいのかと思っていたところではございますが、でも、ここまで進んでいるのであれば、これは、それでいいと思います。

(伊勢町長)

大綱を新たに策定するにしても中身は変わっていないということで、読み替えても策定しなくてもならないことになっております。町長が策定するということが義務になっておりますので、形として残しておきたいということがございます。協議の2点目についてはよろしいでしょうか。

(教育委員会委員)

異議なし

(伊勢町長)

それでは、3点目の大河原町の教育に関する意見交換、これは、フリートークでお願いします。

第1回目の総合教育会議でございますので、皆さんから普段思っていることでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

話題提供として教育長、大河原南小学校とイギリスのダラム州にあるエスコム・プライマリースクールとの交流についてお話しいただければと思います。

(齋委員・教育長)

皆さんご承知のことと思いますが、先般の東日本大震災の発災時にイギリスの篤志家から大河原町に 8,000 ポンド支援するから国際交流をしないかという申し出がございました。そのことがきっかけとなって大河原南小学校の子供たちとイギリスのダラム州にあるエスコム・プライマリースクールとの交流がスタートいたしまして、現在、該当の子供たち一人ひとりがイギリスの子供たちとインターネットを通じて交流を始めたところでございます。更に、イギリスに来てみないかというお誘いがございましたので、それは大変ありがたい話でありますので、子どもたち 12 名と大河原南小学校の教員、校長含めて 2 名そして教育委員会からは私と ALT を含めましてイギリスのエスコム・プライマリースクールを来年の 1 月 4 日からおよそ 1 週間訪問することとなりました。出来れば、その後の事もあるのですが、今回は、お招きに預かって訪問するという形だけで考えております。

(伊勢町長)

何かこれについて、ご質問ございませんか。

訪問すれば、イギリス側から、次は大河原町へ訪問したいという話になるかと思えます。その時、どう対応していけばいいのかも今後考えていかないといけないかもしれません。

(齋委員・教育長)

私が随行するということは、出来れば、町長さんからメッセージか何かを頂戴して行ければありがたいと思っているところでございます。

(丹羽委員)

これ、招待ということですが、費用はどうなっておりますか。

(齋委員・教育長)

8,000 ポンドでは足りないので、参加する子どもの保護者より 10 万円程負担していただく

ことになります。また、援助金 8,000 ポンドのうち 3,000 ポンドはイギリス側の受け入れに掛かる経費として使用されるものです。それ以外は、イギリス側の支援金と国際交流について造詣の深い公益財団法人の笹川平和財団並びに大河原町のロータリークラブからの助成金を充てるものとなっております。

(丹羽委員)

ごめんなさい。もう一度、期間を教えてください。宿泊施設は決まっているのでしょうか。

(齋委員・教育長)

1月4日から1月の10日までです。

宿泊は、ホームステイです。イギリスは、授業を行っている時期にあたります。

(舟山教育委員会委員長)

子どもたち、インターネットで交流し始めたということですが、どの程度やっているのでしょうか。簡単な会話のやり取りが出来る程度までレッスンをするのでしょうか。子どもたち習得が早いからよろしくお願いします。

(齋委員・教育長)

会話のやり取りが出来る程度までには至っておりませんが、ALT による英会話のレッスンは始まっています。現在特訓中でございます。ただ、日本の文化も向こうで披露してくるということなので、民謡も只今、練習中です。

(吉田委員)

生徒の12名は、経済的なことをクリアーできるご家庭からということだけで選抜したのでしょうか。選抜の過程を教えてくださいと思います。

(齋委員・教育長)

12名の選抜の仕方ですけれども、当初8名の予定で募集しました。まず、作文審査、それから面接いたしました。8名応募のところに、12名の生徒が応募いたしました。8名に絞ろうかということになったのですが、校長の方から8名に絞れないということでした。全員イギリスに行きたいという意欲に燃えているので、全員連れて行くことができないだろうかと検討した結果12名という結果になりました。それで、お金が不足するのでどうすればよいかという話になりまして、公益財団法人の笹川平和財団に国際交流助成の申請をいたしましたところ、思った以上に助成していただけることになりました。また、PTA 会長を通じ、大河原町のロータリークラブにもご支援をお願いしましたところ、快くお引き受けいただいたところでございます。

(吉田委員)

英会話やイギリスで日本の文化を披露するということで、特訓を受けているということですが、12名だけではなく、12名を切り口に同じ学年の子どもたちも含めて学習していると理解してよろしいのでしょうか。

(齋委員・教育長)

そのとおりでございます。5年生の子どもたちですが、全体で英語及び日本文化の学習をしております、どの子供たちも交流できる体制になっております。

(伊勢町長)

本当に素晴らしいことですね。他に何かございますか。来年1月か2月の会議の時期はどのようにしますか。

(藤田総務課長)

毎月、教育委員会が開催されておりますので、その中で調整していただきたいと考えております。

(齋委員・教育長)

町長の日程と調整しながら決定していただければと思います。

(伊勢町長)

皆さんの方から何もなければ、議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

(事務局)

皆さまありがとうございました。それでは4番目の閉会になりますが、皆さま方からこの場でお話するようなことがなければ、平成27年第1回の大河原町総合教育会議の一切を終了いたします。お疲れさまでございました。